

一般社団法人日本ダイアパー事業振興会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本ダイアパー事業振興会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋兜町16番5号に置く。

2 本法人は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本法人は、おむつの洗濯及びリースの事業（以下「ダイアパー事業」という）における諸問題の調査及び研究等をとおして、ダイアパー事業の適正な運営と発展を図り、もって生活環境の浄化及び社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ダイアパー事業における洗濯技術及び品質改善に関する調査研究及び普及・指導
- (2) ダイアパー事業における衛生、公害の諸問題に関する調査研究及び防止技術の普及・指導
- (3) ダイアパー事業の経営の合理化等に関する方策の研究及び推進
- (4) おむつの利用に関する調査研究
- (5) ダイアパー事業に関する苦情相談
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 本法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第12条 本法人の総会は、「一般法人法」の定める社員総会とし、正会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時の総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会招集の通知をしなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、「一般法人法」第49条第2項に定める事項及びこの定款で特別の決議を要する旨定めた事項を除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第22条 本法人に次の役員を置く。

理事 10人以上15人以内

監事 2人

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を専務理事、8人以内を常務理事とする。
- 3 理事長を一般法人法第90条第3項の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務の執行を統括する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、常務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができること。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるができること。

4 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

5 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

6 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 26 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 27 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも総会の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、監事の解任については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人が、理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引を行った理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第30条 本法人は、「一般法人法」第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容及びその役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

(顧問)

第31条 本法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の相談に応じ、助言する。

4 顧問の取扱いについては、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第5章 理 事 会

(構 成)

第32条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 本法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第30条に定める責任の免除

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第25条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号の規定による場合は理事が、前条第3項第4号の規定による場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、第24条第2項の規定により、副理事長がこれを行うことができる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 ブロックの区分

(ブロックの区分等)

第42条 別に定めるところにより、全国を8ブロックに区分し、ブロック代表者(以下、「支部長」という。)1人を置く。

2 支部長は、ブロック内の正会員と本法人との連絡調整を行う。

3 支部長は、無報酬とする。

4 支部長には、総会の決議を経て、理事長が別に定めるところにより、費用を弁償することができる。

5 ブロックの設置については、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第7章 委員会等

(委員会等の設置)

第43条 理事長は、本法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会等を置くことができる。

2 委員会等の設置に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第44条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第45条 本法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第46条 本法人の経費は、第44条に定める財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(事業報告及び決算)

第49条 本法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、定時総会の決議を得なければならない。

2 本法人の貸借対照表は、総会終了後遅滞なく電子的開示により公告する。

(長期借入金)

第50条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

(特別会計)

第51条 本法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、特別会計を設けることができる。

(会計の原則)

第52条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第53条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を得て変更することができる。

(合併等)

第55条 本法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第56条 本法人は、「一般法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第57条 本法人が解散した場合の残余財産の処分は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益団体等に寄附するものとする。

2 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

第10章 公 告

(公告の方法)

第58条 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 事 務 局

(設置等)

第59条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他法令に定める帳簿及び書類

2 前各号の帳簿及び書類の保管期間及び閲覧については法令の定めによる。

(法令の準拠)

第61条 本定款に定めのない事項は、すべて「一般法人法」その他の法令による。

第 1 1 章 補 則

(委 任)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項についての規程は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本ダイアパー事業振興会の会員であるものは、第 6 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本法人の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 5 3 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本法人の最初の代表理事は、荒巻 順一とする。